特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
37	墨田区価格高騰重点支援給付金の支給に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

墨田区は、墨田区価格高騰重点支援給付金の支給に関する事務における 特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱い が個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、 特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるため に適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

墨田区長

公表日

令和6年3月22日

I 関連情報

1						
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務						
①事務の名称	墨田区価格高騰重点支援給付金の支給に関する事務					
②事務の概要	【事務概要】 物価高騰の影響を受けた生活者等をきめ細やかに支援できるよう、「重点支援地方交付金」の低所得支援枠を追加的に拡大し、「墨田区価格高騰重点支援給付金」を給付する。 【事務内訳】 対象者の抽出(支給要件の確認)、対象者へのプッシュ通知または確認書等の送付、返送されたプッシュ通知書または確認書等の受理、内容審査、給付金の口座振込、支給者への支払通知の送付 【支給対象者】 ・以下の要件にすべて該当する世帯 ①基準日(令和5年12月1日)時点において墨田区に住民登録がある。 ②令和5年度分の住民税が非課税の世帯又は均等割のみ課税の世帯である。 ※条例により住民税均等割又は住民税所得割が免除されている世帯員を含む。 ※住民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯は対象としない。 ③世帯主が本給付金と同等の給付金を墨田区以外の市区町村から受給しておらず、かつ、将来に向けても受給しない。					
	・令和5年度分の住民税均等割又は住民税所得割が非課税で以下に該当する世帯 配偶者からの暴力(DV)を理由に避難している者、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、身体障害 者福祉法(昭和24年法律第283号)、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)及び老人福祉法 (昭和38年法律第133号)に定める措置を受けた者等の特別な配慮を要する者。					
③システムの名称	2 団体内統合宛名システム 3 中間サーバー					
2. 特定個人情報ファイル	名					
墨田区価格高騰重点支援給付	金受給者ファイル					
3. 個人番号の利用						
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) 第9条第1項 別表第一の101の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第74条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条					
4. 情報提供ネットワークシ	・ステムによる情報連携					
①実施の有無	<選択肢> 1)実施する 2)実施しない 3)未定					
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号 別表第二の121の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第59条の4					
5. 評価実施機関における						
①部署	福祉保健部厚生課					
②所属長の役職名	厚生課長					
6. 他の評価実施機関						
7. 特定個人情報の開示・	訂正・利用停止請求					
請求先	墨田区福祉保健部厚生課臨時特別給付金担当 〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号 電話:03-5608-1453					
8. 特定個人情報ファイル	の取扱いに関する問合せ					
連絡先	墨田区福祉保健部厚生課臨時特別給付金担当 〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号 電話:03-5608-1453					

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か			16年3月1日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和6年3月1日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類							
<選択肢>							
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)							
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	1) 1 2) -	選択肢> 持に力を入れている 十分である 課題が残されている		
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	Г	十分である]	1) 特 2) -	選択肢> 特に力を入れている 十分である 課題が残されている		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	1) 特 2) -	選択肢> 特に力を入れている 十分である 課題が残されている		
4. 特定個人情報ファイル(の取扱い	の委託			[]委託しない	
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	1)	選択肢> 持に力を入れている 十分である 課題が残されている		
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や	情報提供ネットワー	クシステム	を通じた提供を除	(_•) []提供・移転しない	
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	1) 1 2) -	選択肢> 特に力を入れている 十分である 課題が残されている		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	≤の接続]接続しない(提供)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	1) ‡ 2) - 3) [選択肢> 特に力を入れている 十分である 課題が残されている		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[]	1) 1 2) -	選択肢> 特に力を入れている 十分である 課題が残されている		
7. 特定個人情報の保管・	肖去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	1) 特 2) -	選択肢> 特に力を入れている 十分である 課題が残されている		
8. 監査							
実施の有無	[0]	自己点検	[]	内部監査	[] 外部監		
9. 従業者に対する教育・	外発						
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	1) 1 2) -	選択肢> 持に力を入れて行っ [・] 十分に行っている 十分に行っていない	ている	

変更簡所

変更固定	項目 変更前の記載		変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月18日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ②事務の概要	【事務概要】 エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者等をきめ細やかに支援できるよう、「電カ・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」の増額・強化が図られたことから、本交付金を活用した「墨田区価格高騰重点支援給付金」を給付する。	の低所得支援枠を追加的に拡大し、「墨田区	事前	
令和5年12月18日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ②事務の概要	【事務内訳】 対象者の抽出(支給要件の確認)、対象者への 確認書等の送付、返送された確認書等の受 理、内容審査、給付金の口座振込、支給者へ の支払通知の送付	【事務内訳】 対象者の抽出(支給要件の確認)、対象者への ブッシュ通知または確認書等の送付、返送され たブッシュ通知書または確認書等の受理、内容 審査、給付金の口座振込、支給者への支払通 知の送付	事前	
令和5年12月18日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	【支給対象者】 ・基本対象者 以下の要件にすべて該当する世帯 ①基準日(令和5年4月1日)時点において墨 四区に住民登録がある ②世帯全員の令和5年度分の住民税均等割りが非課税である ※条例により住民税均等割が免除されている ※住民税均等割が課税されている者の扶養親 族等のみで構成される世帯は対象としない。 ・特例対象者 以下の要件にすべて該当する世帯 ①令和5年4月2日から令和5年6月1日までの間に墨田区に住民登録した ②世帯全員の令和5年6月1日までの間に墨田区に住民登録した ②世帯会員の令和5年6月1日までの地下の動により住民税均等割が発除されている者の技養親 以下の要件にすべて該当する世帯 ①令和5年4月2日登録した。 ②港への和5年4月2日登録した。 ・令和5年4月2日登録した。 、③基準日(令和5年4月1日)以降に、墨紀代表の時構成される世帯は対象としない。 ・令和5年度分の住民税均等割が非課税で、以下に該当する世帯 の給付金を受給していない。 ・令和5年度分の住民税均等割が非課税で、以下に該当する世帯の給付金を受給していない。 ・令和5年度分の住民税均等割が非課税で、以下に該当らの場力(で利力を通常を表別のの場合に表別である。以下のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、の	有、死単価低点(昭和22年法律第164号)、 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283 号)、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37 号)及び老人福祉法(昭和38年法律第133 号)に定める措置を受けた者等の特別な配慮 を要する者。	事前	
	Ⅱ しきい値判断項目1. 対象人数いつ時点の計数か	令和5年5月31日時点	令和5年12月1日時点	事前	
	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 令和5年5月31日時点 いつ時点の計数か		令和5年12月1日時点	事前	
令和6年3月22日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ②事務の概要	【支給対象者】 ・以下の要件にすべて該当する世帯 ・以下の要件にすべて該当する世帯 ①基準日(今和5年12月1日)時点において墨田区に住民登録がある。 ②世帯全員の令和5年度分の住民税均等割が 非課税である。 ※条例により住民税均等割が免除されている 世帯員を含む。 ※住民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯は対象としない。 ③世帯主が本給付金と同等の給付金(住民税 非課税世帯に7万円)を墨田区以外の市区町村から受給しておらず、かつ、将来に向けても受給しない。 ・令和5年度分の住民税均等割が非課税で以下に該当する世帯 配偶者からの暴力(DV)を理由に避難している 者、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、別的障害者福祉法(昭和22年法律第164号)。 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)、知的障害者福祉法(昭和24年法律第33号)に定める措置を受けた者等の特別な配慮を要する者。	【支給対象者】 ・以下の要件にすべて該当する世帯 ①基準日(令和5年12月1日)時点において墨田区に住民登録がある。 ②令和5年度分の住民税が非課税の世帯又は均等割のみ課税の世帯である。 ※条例により住民税が等割又は住民税所得割が免除されている世帯員を含む。 ※住民税均等割が課税されている者の扶養親に民税均等割が課税されている者の技機のみで構成される世帯は対象としない。 ③世帯主が本給付金と同等の給付金を墨田区以外の市区町村から受給しておらず、かつ、将来に向けても受給しない。 ・令和5年度分の住民税均等割又は住民税所得割が非課税で以下に該当する世帯配偶者からの暴力(DV)を理由に避難している者、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、身体障害有福祉法(昭和22年法律第164号)、身体障害者福祉法(昭和38年法律第37号)、及び老人福祉法(昭和38年法律第37号)、及び老人福祉法(昭和38年法律第133号)、定定める措置を受けた者等の特別な配慮を要する者。	事前	
	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和5年12月1日時点	令和6年3月1日時点	事前	
	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年12月1日時点	令和6年3月1日時点	事前	